河川認定事務フロー（事前協議用）

河川認定の相談・要望

★必要書類

対象水路の場所及び希望する認定範囲のわかるもの（任意様式）

↓

事前調査

市において頂いた書類をもとに現場調査（上流端～下流端）を実施

認定基準に適合するかの確認や分筆や寄附等の諸条件の整理を行います

↓

調査結果による判定

事前調査の結果から河川認定が可能か不可能か判定します

↓

調査結果を伝える

調査の結果をお伝えします。

また、分筆や寄附等の必要な諸条件についてもご相談させていただきます

（分筆登記は申請者側で行い、寄附による所有権移転登記は市で行う）

★所有権移転（寄附）のために必要な書類

寄附申出書、土地寄附承諾書、登記原因証明情報兼登記承諾書

印鑑登録証明（１通）

★修繕必要箇所がある場合は、その修繕の完了後に認定申請

↓

申請書の提出

全ての条件のクリアが前提となります

★必要書類

（1）　位置図

（2）　公図写し

（3）　当該土地の登記全部事項証明書

（4）　寄附申出書類一式（民地がある場合）

（5）　法定外公共物使用許可申請書（占用物件がある場合）

（6）　現況写真

（7）　その他特に市長が必要と認めるもの（利害関係人の同意書等）

↓

認定